

統一性・総合性確保評価の結果の政策への反映状況

令和 5 年度に評価の結果を取りまとめた「不登校・ひきこもりのこども支援」、3 年度に評価の結果を取りまとめた「外来種対策の推進」について、評価の結果の政策への反映状況は下記のとおりです。

この内容については、令和 6 年 6 月 4 日に国会へ報告しています。

テーマ名	不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価（総合性確保評価） （意見通知・公表日：令和 5 年 7 月 21 日）
関係行政機関	文部科学省
<p>○ 評価の観点</p> <p>義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）や「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成 29 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）等に基づく不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が、実際の支援の場において定着しているか、関係機関等が連携して支援策を検討する取組が、個々の児童生徒の状況に応じた支援につながっているかという観点から総体としてどの程度効果を上げているかを検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施</p> <p>○ 評価の結果の概要</p> <p>(1) アセスメント（不登校児童生徒の状況把握）</p> <ul style="list-style-type: none">調査した小中学校全校（28 校）で教育相談体制を整備し、相談方法を周知児童生徒やその保護者へのアンケートで、学校に対して相談しづらかったと回答した者が一定数存在相談体制を整えるだけでは「相談のしづらさ」等が改善できるとは限らず、別途のアプローチが必要 ⇒ 学校においては、個々の児童生徒・保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整える工夫の検討・実践を続けていくことが期待される。 <p>(2) 個々の児童生徒の支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none">約 9 割の学校が公的機関の情報を提供していたが、民間施設の情報を提供していたのは約 3 割。一方、保護者の約 7 割は民間施設の情報提供を要望約 8 割の学校は国の方針（登校という結果のみを目標としない）を保護者等に周知。一方、国の方針を知らない保護者は約 6 割多忙な個々の教職員や学校のみによる対応には限界 ⇒ 学校や教育委員会等は、国の方針を支援の前提として共有しつつ、児童生徒や保護者が求める支援内容を把握し、必要に応じて民間施設の情報やそれらについて相談できる環境等を提供する取組が求められる。 <p>(3) フォローアップ（学校外の支援施設に通う児童生徒の活動等の把握）</p> <ul style="list-style-type: none">学校外の支援施設に通う児童生徒が在籍している全校（28 校中 22 校）で児童生徒の学習活動の状況等を継続して把握。一方、学校外の支援施設等からは、業務多忙等を背景に、教職員によってはフォローアップの対応に差があるとの意見あり約 8 割の保護者が「学校が気にかけてくれた」、「要望を伝える機会があった」と回答。一方、児童生徒や保護者からは学校の関与を望む意見や、望まない意見など様々児童生徒がどのような関与を求めているかにも配慮しつつ、フォローアップに取り組んでいくことが重要 ⇒ 学校においては、「チーム学校」による対応を進めるなどにより、児童生徒に寄り	

添った支援策となっているか振り返りつつ、フォローアップに取り組んでいくことが期待される。

意見	政策への反映状況
<p>本政策評価では、不登校児童生徒の支援に当たり、例えば、教育相談体制の整備や学校外施設の支援情報の提供、フォローアップの実施など、支援する側として対応できていると考えているものであっても、支援を受ける側としては、相談しづらい、民間施設の支援情報を知りたい、教職員によってフォローアップの取組に温度差があるなど、支援とそれに対する受け止めにギャップがあることについての気付きを得ることができた。</p> <p>このため、支援を受ける側の要望を丁寧に把握していくことが、より効果の高い支援につながっていくと考えられることから、文部科学省は、学校等の支援の場において上記のギャップが生じていることを踏まえて、今後の支援施策の推進を図っていくことが望まれる。</p>	<p>○ 令和5年7月31日に不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について地方公共団体等に事務連絡を発出し、教育委員会が管内の教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等の民間施設等に関する情報を整理し、保護者に提供するための情報提示様式例を周知したほか、文部科学省ホームページにおいて公表した。くわえて、公表後は地方公共団体等に対し同様式例について説明する場を設ける等、周知の徹底を図った。また、各教育委員会が不登校児童生徒の保護者の必要とする、相談窓口や学校以外の学びの場・居場所等に係る情報をまとめ、ホームページ等で周知しているかについて調査を行った。</p> <p>○ 令和5年10月17日に策定した「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」に基づき、個々の児童生徒・保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整えるため、5年3月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を前倒しし、5年度補正予算に以下に係る経費を計上した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う「教育支援センターの総合的拠点機能形成に関する調査研究」 ・ 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者における導入を推進する「1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進に関する調査研究」 ・ スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクールソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的に実施することにより、不登校長期化の未然防止、いじめ事案の解消を推進するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実に関する補助事業 <p>○ くわえて、令和6年度予算においてもスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について、基礎配置に加えて、1万校に対して重点配置として配置時間の拡充を行えるよう経費を計上した。</p> <p>○ また、令和5年度の委託事業において、不登校児童生徒本人や保護者のニーズを把握すること等を目的とした調査を実施し、その結果を5年度末に公表した。調査の結果を踏まえ、「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の要因に関する質問項目や調査方法を見直すとともに、回答に当たっては、本人や保護者、スクールカウンセラー等への確認を推奨することとした。</p>

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第16条第2項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 「政策への反映状況」は、意見通知・公表日（令和5年7月21日）以降、令和6年3月31日現在まで

に關係行政機關が採った措置である。

3 評価の結果の詳細は、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_230721000167008.html) 参照

テーマ名	外来種対策の推進に関する政策評価（総合性確保評価） (意見通知・公表日：令和4年2月15日)
關係行政機關	環境省
<p>○ 評価の観点</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）、「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定）及び「外来種被害防止行動計画」（平成27年3月26日環境省、農林水産省及び国土交通省）により取り組まれている外来種対策の推進に関する施策等について、關係行政機關等における各種取組の実施状況を明らかにするとともに、当該取組の効果を検証し、關係行政の今後の在り方の検討に資するため実施</p>	
<p>○ 評価の結果の概要</p> <p>(1) 定着予防外来種（ヒアリ）</p> <ul style="list-style-type: none">地方公共団体の防除現場で、關係機關との連絡体制など実際の防除に役立つ取組が進んでいないところあり環境省が事前に各地で具体的に働き掛けるなどの活動も確認されず。 ⇒ 今後の水際対策におけるオペレーションや取組の在り方を進化させるため、現状の検証や評価が必要 <p>(2) 総合対策外来種（アライグマ）</p> <ul style="list-style-type: none">環境省の生息分布調査結果を活用していない地方公共団体が多い。捕獲頭数の数値が都道府県単位の情報となっているなど、市町村における防除の準備に活用しづらい等の意見あり ⇒ 防除に必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方の検討が必要 <p>(3) 総合対策外来種（オオキンケイギク）</p> <ul style="list-style-type: none">国全体としての具体的目標など、現状や取組の効果の認識を助ける情報や、環境省の取組が対策の中でどのように位置付けられ、実際にどのような成果につながっているかの情報が提供されていない。 ⇒ 外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、それにふさわしい目標設定・情報提供を行うことが必要 <p>(4) 産業管理外来種（セイヨウオオマルハナバチ）</p> <ul style="list-style-type: none">総出荷数量を半減する目標は達成困難な状況国（環境省・農林水産省）、地方公共団体、關係団体による様々な対策の現状について国が全体をどう評価しているかを示す情報が提供されていない。 ⇒ 個々の主体が自ら積極的に取組を進められるよう、現在の取組の評価や達成した成果を示す情報の提供が必要 <p>(5) 外来種対策の評価の課題</p> <ul style="list-style-type: none">外来種対策の展開のためのP D C Aに必要な情報の提供が不十分環境省における現行の政策評価は、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い。 ⇒ 政策評価を含め、外来種対策のP D C Aを適切に回していくための方策の在り方について検討が必要	
意見	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
1 定着予防外来種(ヒアリ)	○ ヒアリについては、本政策評価の中間報告（令和3年6月

防除の現場では、地方公共団体において関係機関との連絡体制等、実際の防除に役立つ取決めが進んでいないところもあり、環境省が各地で具体的に働き掛けるなどして、連絡体制等の取決めを促している活動もみられなかった。環境省が定める調査・防除の方針に則して防除の現場で対策が的確に講じられるために、このような状況で十分かどうかの評価・検証が求められる。

今般のヒアリの防除対策については、ヒアリの防除の成否だけでなく、今後の外来種の水際対策における実際のオペレーションやそのための取決めの在り方を進化させることに役立つ目的で、検証や評価を行うことが必要であると考え

30日)を踏まえ、令和4年1月11日、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について(答申)」(以下「令和4年答申」という。)において、「総務省の政策評価において指摘されているとおり、各現場で実際の防除に役立つ役割分担等の取決めが進んでいないことが課題」と評価・検証を受けたところ。

- 令和4年5月18日に公布された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(令和4年法律第42号。以下「改正法」という。)において、国、都道府県、市町村、事業者、国民の責務規定や各主体の連携に係る規定が創設された。また、特に緊急に措置を行う必要がある特定外来生物を「要緊急対処特定外来生物」として政令で定め、移動制限、通関後の検査等、強力な措置を行うことができることとされ、対象事業者が被害を防止するためにとるべき措置に関する指針(以下「対処指針」という。)を定めることとされた。
- ヒアリ類については、この「要緊急対処特定外来生物」に令和5年4月1日に指定し、その対処指針について、環境省は、物流や港湾等に係る関係団体等に対するヒアリングを行い、その結果も踏まえ、ヒアリを発見する可能性が高い事業者(地方公共団体が港湾管理者等の場合を含む。)に対し、ヒアリ類発見時に事業者等がとるべき措置を定めるとともに、地方環境事務所や関係事業者等との連絡体制の確立等を求める内容とした(当該対処指針は、令和5年4月25日公布、同年6月1日施行予定)。
- また、国の機関や地方公共団体、関係事業者等において、ヒアリが発見された際に実際に防除を実施する方法についてまとめた「ヒアリの防除に関する基本的考え方」(平成30年1月作成、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室)について、「ヒアリ防除等に関する専門家会合」等で専門家による助言を受け、対処指針の内容等を踏まえて令和5年4月に改訂しており、今後も毎年更新していく。

○ 令和5年6月1日に施行した対処指針については、対処指針本体に加えて普及版の冊子や解説資料、ヒアリ研修動画も併せて作成・公開し、内容の周知を図ったほか、港湾関係者や行政担当者を対象としたヒアリ講習会を各地(港湾関係者向けは全国3か所、行政担当者向けは全国7か所)で開催し、対処指針や「ヒアリの防除に関する基本的考え方」の内容について周知した。

○ これらを踏まえた具体的な取組として、三重県四日市港をモデル港とし、令和4年度から港湾関係者等の事業者を含む「四日市港ヒアリ対策連絡会議」を開催。ヒアリ疑いアリ発見時の連絡体制などを含む「四日市港ヒアリ類対策マニュアル」を令和6年3月に策定

○ また、従来から実施している港湾及び空港を対象としたヒアリの生息状況調査について、令和4年度からは地方公共団体や港湾管理者、国土交通省と連携して、特にヒアリの侵入の可能性が高い15港湾や貨物取扱量(国際)の多い3空港において、年2回程度であった調査頻度をヒアリの主な活動期間(春～秋)を通じて月1回程度とするなど、

	<p>水際対策を強化</p> <p>○ このような取組の下、ヒアリについては令和5年度には全国で19件確認されているが、これまで定着を示す状況は確認されていない。また、ヒアリ対策の実施状況については毎年度の専門家会合に報告し、専門家による助言や、上記の取組により把握した課題等を踏まえて必要に応じて「ヒアリの防除に関する基本的考え方」の改訂を行うなどの見直しを実施し、検証・評価を行っている。今後も引き続き、関係機関と連携して対策を図り、ヒアリの定着防止に取り組んでいく。</p>
<p>2 総合対策外来種（アライグマ）</p> <p>環境省は、地方公共団体において捕獲等の防除活動が効果的に実施できるよう、各地域におけるアライグマの生息分布状況など必要な情報の提供について、現在の取組の検証や評価を行った上で、その在り方について検討することが必要と考える。</p> <p>外来生物対策としてのアライグマへの取組においては、外来生物法のほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく捕獲の仕組みが活用されているところ、その「優先的な防除」が実現すれば、捕獲の根拠法が何であるかを問うものではないとも考えられる。</p> <p>「アライグマの防除」という目的のために二つの仕組みが用意されている現状を踏まえれば、それぞれの効果、メリット・デメリットなどを整理して、評価し、二つの仕組みが相互に補い合い、防除の取組がより効果的に行われるよう、総合的な取組の方針を市町村に示すなど、実務における適切な手段の選択を支援する取組が有用であり検討すべきであると考えます。</p>	<p>○ アライグマの対策については、本政策評価の中間報告（令和3年6月30日）を踏まえ、令和4年1月11日、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の令和4年答申において、以下のとおり課題が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組の成果として、封じ込め等の達成に至っていない。有効性を高めつつ防除を推進するためには、防除に当たって重要な情報の整理と発信が求められる。 国として侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報の収集や迅速な注意喚起などの発信は十分に実施できていない。 <p>○ この対応として、国は、効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法、鳥獣保護管理法を始めとする関連諸法令との調整・連携など、防除に当たって重要な情報の整理と発信を更に強化していく必要があるとされた。</p> <p>○ また、令和4年答申において、アライグマなどの分布情報については、市町村単位などのよりきめ細かな情報を継続的に集約し、拡散が懸念される地域への注意喚起や取組促進のための仕組みと体制を確保していくことが必要とされた。くわえて、これまでの対策が十分な効果を上げておらず、被害の増加、分布の拡大が継続しているものについては、現状を整理・分析し、対策実施上の課題を改めて明確化し、有効な対策の実現に結び付けることが必要と評価・検証を受けたところ。</p> <p>○ 環境省では、これらを踏まえ、令和4年度にこれまで都道府県単位で把握していた特定外来生物の分布情報を市町村単位に改良する取組に着手し、5年度中に市町村単位での分布情報を提供すべく、そのための調査を実施する予定。また、「生物多様性国家戦略2023-2030」（令和5年3月31日閣議決定）において令和6年度までに策定することとされた、アライグマについての効果的な被害防止対策を採っていくための全国的な指針等についての5年度以降の検討や、「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」（平成23年3月作成（平成26年3月改訂、令和2年3月一部修正）、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）の改訂などを行う中で、外来生物法と鳥獣保護管理法のメリット・デメリットなどの整理をし、防除主体における適切な手段の選択を支援する取組を検討していく。</p> <p>○ なお、改正法を踏まえ地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等については、交付金により支援を行う「特</p>

	<p>定外来生物防除等対策事業」を令和5年度に創設した。今後、当該事業により、地方公共団体においてアライグマの捕獲等の防除活動が効果的に実施されるよう支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省では、令和5年度に市町村単位での分布調査を行い、その結果に関して、全国確認情報一覧及び種別確認情報マップとして、国立環境研究所のホームページ上に掲載した。なお、当該調査は令和6年度以降も定期的を実施し、同ホームページ上の情報を更新する予定。また、その際には、適宜、地方公共団体等が実施する防除事業等に有用な情報の明示や追加も検討していく。 ○ また、効果的な防除手法や優良事例、地方公共団体との連携方法、鳥獣保護管理法を始めとする関連諸法令との調整・連携など、防除に当たって重要な情報の整理と発信に関しては、令和5年度から6年度にかけて各種情報を整理の上、6年度中に改訂する「アライグマ防除の手引き（計画的な防除の進め方）」の中で地方公共団体に対して発信をしていく予定 ○ なお、改正法を踏まえ地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等については、令和5年度に創設した交付金により支援を行う「特定外来生物防除等対策事業」により、地方公共団体においてアライグマの捕獲等の防除活動が効果的に実施されるよう支援。アライグマの捕獲等の防除活動を目的とした申請のあった地方公共団体に対し、適切なKPIを設定するよう助言の上、16地方公共団体に支援を実施
<p>3 総合対策外来種（オオキンケイギク）</p> <p>国（環境省）として、国以外の主体による防除を進める立場に立つのであれば、それらの主体の判断が促されるように行動する必要がある。少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に防除に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取組の中での位置付けを認識できるようにする必要がある。国は、現在の取組についての評価やこれまでに達成できている成果を示す情報を提供していくべきである。</p> <p>観賞用や緑化用に導入され、既に広範に分布・生育しているとみられるオオキンケイギクについて、取引や栽培等の規制等の行政コストまでかけた対策を採る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ オオキンケイギクの対策については、「生物多様性国家戦略2023-2030」において令和6年度までに行うこととされた「外来種被害防止行動計画」の見直しにおいて、有識者等の意見も踏まえ、これまでの対策の評価・検証を行うとともに、その位置付けの考え方を示していくこととしている。 ○ その結果を踏まえ、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行っていく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度に着手した「外来種被害防止行動計画」の見直し作業に係る一連の工程において、有識者会議（外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会）での議論も踏まえつつ、オオキンケイギクの対策も含めて進捗状況を整理し、現行計画に係る評価を実施。外来種対策全般の進捗に関しては、「概ね着手・進展が見られる」と評価する一方、今後の課題として、地域の実情に応じた地域主体の外来種対策の推進などを挙げている。 ○ 今後は、令和6年度末に改定する新行動計画にて、7年度末に付随して取りまとめ予定の地方公共団体向け技術的助言とも合わせて、オオキンケイギクの対策を含めた各種の外来種対策をより具体的に発展できるよう、対策の目標設定、その後のPDCAサイクルの確立に係る考え方等を示していく。 </div>

<p>以上、コストに見合った成果が示されなければならないと考える。そして、その成果が、現状では明確でないか、「根絶」等の究極のもののみで、そこに至る道筋が見えない状況になってしまっていることは、問題点として指摘できる。これでは、外来種対策において用意されている各種対策が、オオキンケイギクについて、問題なく、あるいは効果的・効率的に成果を上げているかといった判断材料も得られず、政策立案担当者によるPDCAが回らない。また、協働のパートナーとなるべき地方公共団体等とも認識を共有できないことから、その面での取組の発展も期待し難い。</p> <p>環境省は、このような問題点に対応し、外来種対策の中でのオオキンケイギク対策の位置付けの考え方を示し、当該位置付けにふさわしい目標設定、情報提供を行うべきである。</p>	
<p>4 産業管理外来種（セイヨウオオマルハナバチ）</p> <p>「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」（平成 29 年 4 月環境省及び農林水産省）では、現状と代替種利用に関する課題を整理し、今後の方針、対策を示しているが、セイヨウオオマルハナバチに採られている様々な外来種対策の現状について、国が全体をどう評価し、課題を把握し、それに対し今後どのような方針で臨むのかを示す資料は見当たらない。このため、多様な立場の関係者が自ら主体的に取組を考える材料は不足している。</p> <p>国（環境省）は、それら多様な主体の判断が促されるよう行動する必要がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ セイヨウオオマルハナバチについては、平成 31 年 4 月 19 日付け環自野発第 1904191 号環境省自然環境局長通知により、令和 4 年 4 月から従来の許可数量の範囲内に限り飼養等の許可の対象としており、4 年度以降は当該通知のとおり、従来の許可数量の範囲内で外来生物法に基づく飼養等の許可を行っている。 ○ また、「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、セイヨウオオマルハナバチ対策として、セイヨウオオマルハナバチを在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会等を支援するとともに、在来種の生息域へのセイヨウオオマルハナバチの拡散防止を行うなど、適正な管理の必要性について周知徹底することとした。 ○ 今後、これらも踏まえ、農林水産省とも連携しつつ、セイヨウオオマルハナバチの定着状況や代替種である在来種の利用状況、代替種利用の課題、課題に関する科学的な知見等のほか、今後の地域ごとの代替種の利用方針等を取りまとめた「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を見直すなど、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるよう、方針等を示していく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ セイヨウオオマルハナバチの出荷量は最も多かった平成 27 年に比べて約 20%減少（令和 4 年時点）し、代替種であ</p> </div>

<p>る。少なくとも、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、国全体の取組の中での位置付けを認識できるようにする必要はある。国は、現在の取組についての評価やこれまでに達成できている成果を示す情報を提供していくべきである。</p>	<p>るクロマルハナバチの出荷量は 27 年に比べて約 2 倍に増加 (同) した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省及び農林水産省では、セイヨウオオマルハナバチの飼育状況について定期的な現地調査を実施しており、令和 5 年度は 89 か所において調査を実施し、不適切な管理状況が確認された場合には、具体的改善について指導を行うとともに、改善状況についても確認を行っている。 ○ また、代替種利用の課題把握のため、現地調査において、代替種のクロマルハナバチに関する意識調査も継続して実施している。 ○ これらの調査を行った結果、逸出防止措置の不徹底などのセイヨウオオマルハナバチの管理上の課題や、クロマルハナバチの生態や適切な飼養方法に係る認識不足などの代替種の利用促進に向けた課題が把握できたことなどを踏まえ、「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を見直すなど、個々の主体が、自ら積極的に取り組む意欲が生ずるように、令和 6 年度中に方針等を示す予定
<p>5 外来種対策の評価の課題</p> <p>外来種対策は、国が国以外の主体に主体としての取組の必要性の判断・活動を求めているところに特殊性があり、国以外の主体は、政策について説明を受けるだけの受動的な存在ではなく、自ら取り組むことを求められている。特に地方公共団体であれば、行政主体である以上、P D C A を回して、より効率的な取組を行っていくことを住民から求められる。</p> <p>国以外の主体の自主的な取組を促すためには、外来種対策についての適切かつ必要な情報の提供が重要であり、その中には、国全体の取組の現状についての評価は当然含まれる。</p> <p>現場の取組や具体的な活動に取り組む国以外の主体にとって、判断に有用な情報は、外来種対策の個別性や多様性などに対応したものであると考えられる。例えば、地方公共団体が、当面「有効性の高い、分布拡大の防止、局所的な根絶、低密度化」のいずれかを目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境省では、地方公共団体が主体的に実施する特定外来生物の防除等について、交付金により支援を行う「特定外来生物防除等対策事業」を令和 5 年度に創設した。 ○ 当該事業においては、外来種対策の P D C A を適切に回していくため、E B P M のアプローチが可能なものとすべく、令和 4 年度においては、効果検証を行うための指標を検討した。これを踏まえ、交付金申請時には、地方公共団体における防除活動の効果的な実施に資するため、防除等の対象となる外来生物の特性に応じて適切な K P I を設定させる仕組みとした。 ○ 今後は、当該事業を通じた検討結果も踏まえ、他の事業で地方公共団体が行う取組にも応用が可能であるかどうか検討していく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 5 年度に開始した「特定外来生物防除等対策事業」では、地方公共団体への助言を行った結果、交付金による支援を実施した 88 地方公共団体において適切な K P I が設定された。 ○ 令和 5 年度末頃までに地方公共団体から提出される実績報告においては、K P I の達成状況等についても報告される予定であり、さらに、6 年度にも継続する交付金事業の申請に係る審査に当たっては、K P I の達成状況等についても勘案することとしており、本事業において、E B P M のアプローチが可能な形で P D C A を回すことができるかを検証する。 ○ また、地方公共団体が K P I を設定する際に、特定外来生物の全国的な分布や効果的な防除方法等の情報を必要としているというニーズや課題が得られているところ。今後は、当該事業を通じて得られたこれらの課題を検討の上で、分布や防除方法に係る情報の提供等の充実を図るとともに、地方公共団体が行う他の事業にも応用が可能であるかどうか検討していく。 </div>

指すべきといったところで、そもそも、当該地方公共団体が単独で特定の種の分布状況の把握に取り組む契機は乏しい。有効性の判断も、特定の種に関する分布情報等なくしては不可能である。今回の調査で現場から、例えばアライグマについて「何頭捕獲すれば効果的なのかが判断できない」といった意見が聴かれたことから、現在、国が十分に必要な政策の現状・評価に関する情報を提供できているかどうかは疑問であり、外来種対策という政策の展開のためのPDCAに必要な情報の提供は十分でないと言わざるを得ない。

政策評価は、政策効果の把握と評価を行い、公表して政府の活動について国民に対して説明するとともに、その結果を対象とした政策に適切に反映させる、すなわち、政策の改善や効率的運用につなげることを目的として、政策を担当する行政機関が行うものである。外来種対策の展開に必要な情報を提供していくためには、この政策評価を活用していくことが考えられるが、環境省における政策評価の取組の現状は、一部の外来種について数値目標を掲げて個別の評価を行うにとどまり、国全体の取組の現状についての評価に関する情報が提供されているとは言い難い。

一方で、中央環境審議会においては、外来種対策全体について審議が行われ、答申の形で一定の現状認識と今後の取組の方向が示されており、外来種対策に焦点を絞る限り、同審議会の審議・答申の方が、政策評

価が果たすべき役割を果たしていると言える。

したがって、環境省には、政策評価を含め、外来種対策のPDCAを適切に回していくための方策の在り方について検討することを求める。外来種対策は、一つの政策と認識できるとはいいながら、外来種ごとの取組の個別性があり、かつ、国以外の多様な主体との協働が必要であること等を踏まえれば、政策評価のみならず、同審議会の審議・答申を含め、複数の枠組みで評価をしていくことも考えられる政策である。このような政策の評価については、現在、確たる定式があるわけではない。政策改善に役立てるという目的に照らし、また、どのような単位であればEBPMのアプローチが有効であるかといった視点をもって、試行錯誤を許しつつ進化させることが望まれる。このような観点から、総務省としても協力する用意がある。

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 16 条第 2 項の規定に基づき、必要な意見を付した評価書を送付した行政機関を記載した。

2 「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（令和 5 年 6 月 6 日）以降、令和 6 年 3 月 31 日現在までに関係行政機関が採った措置である。